

平成25年 3月28日 開会

平成25年 3月28日 閉会

平成25年第2回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

平成25年第2回鮫川村議会臨時会会議録目次

第1号 (3月28日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第44号～議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第53号の上程、説明、採決	17
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
閉会の宣告	25
署名議員	27

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成25年第2回鮫川村議会臨時会

議事日程(第1号)

平成25年3月28日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第44号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第9号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第45号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第46号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第47号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第4号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第48号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第49号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第4号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第50号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第4号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第51号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第5号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第53号 区長及び副区長の選任につき同意を求めることについて
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第1 発議第3号 建設工事調査特別委員会設置に関する決議

提案理由説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	岡部明君	2番	宗田雅之君
3番	前田雅秀君	6番	蛭田武彦君
7番	星一彌君	8番	関根政雄君
10番	早川正博君	11番	前田武久君
12番	坂本忠雄君	13番	前田三郎君

欠席議員（1名）

9番 山形郁夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	芳賀亨君
企画調整課長	石井哲君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長	佐藤文夫君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農業委員会事務局長	増谷隆夫君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第2回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第44号から議案第53号までの10議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長及び農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、出張関係であります。

3月21日、平成25年東白衛生組合議会第1回定例会のため山形郁夫議員が埴町に出張いたしました。

9番、山形郁夫議員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 蛭田武彦君 及び

7番 星 一 彌 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第44号～議案第51号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第44号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から、日程第10、議案第51号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） おはようございます。

それでは、議案第44号から議案第51号までの8議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第44号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。議案書の1ページから6ページまでが補正予算書の内容ですが、歳入歳出補正予算の事項別明細書の1ページをごらんください。

補正前の予算額が36億8,270万9,000円に対しまして、今回、7,537万6,000円を増額し、補正後の予算総額を37億5,808万5,000円とするものです。

歳入です。事項別明細書の3ページをごらんください。

主なものをご説明申し上げます。

1 款村税です。1 項村民税、1 目個人村民税、1 節現年課税分は1,470万円の増額補正となります。増額の要因は村民税所得割課税の伸びによるものであります。

2 目法人村民税、1 節現年課税分1,099万3,000円の増額は、法人税の申告納税額が顕著に伸びたためであります。

2 項1 目固定資産税、1 節現年課税分156万1,000円の減額は、平成24年度において固定資産の評価がえがあり、土地、家屋の価額が減少したことによるものであります。

4 ページをごらん願います。

9 款1 項1 目1 節の地方交付税は8,798万1,000円の増額となります。内訳は、普通交付税が336万6,000円の増額で、国の補正予算第1号における追加交付分です。補正後の普通交付税は15億8,417万円となります。特別交付税は8,122万8,000円の増額です。当初、5,000万円の見込みをいたしました。補正後の額は1億3,122万3,000円となります。これは特交です。

次に、震災の復興特別交付税は338万7,000円の増額です。補正後の額は1,087万6,000円となります。

5 ページをごらん願います。

13款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者保護費負担金の障害者自立支援給付費127万7,000円の減額は、施設利用者等の見込みが下回るためのものであります。

2 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧事業費負担金168万2,000円の増額は、過年災分、東日本大震災等及び台風15号の災害事業費の確定によるものであります。

続いて、6 ページをごらん願います。

14款の県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金の県南・会津・南会津地域給付金事業の交付金であります。これは、946万4,000円の減額は給付金の確定による減額です。詳細は歳出でご説明申し上げます。

7 ページをごらんください。

3 目の衛生費県補助金、1 節保健衛生費補助金の除染対策事業交付金事業費954万1,000円の減額は、平成24年度において住宅周囲の放射線量測定した結果を見て、住宅除染は次年度に実施するための減額であります。

8 ページをごらんください。

17款繰入金、2 項基金繰入金、5 目1 節館山公園整備推進事業基金繰入金111万円の減額

は、舘山公園のり面工事費の減額によるものであります。

6目1節教育施設整備基金繰入金の小学校施設整備事業費113万8,000円の減額は、鮫小の給水設備改修工事費及び青生野小学校のグラウンドのトイレ設置工事費の精算によるものであります。

12目1節東日本大震災復興基金繰入金、復興支援交付金の達者な生き生きプロジェクト事業費50万3,000円の減額は、住民健診の対象者事業費の減少によるものであります。

9ページをごらん願います。

議案書6ページ、「第2表 地方債補正」をあわせてごらんください。

20款1項村債、1目1節辺地対策事業債の消防車庫改築事業債110万円の減額は、工事費の精算により起債充当額を減ずるものであります。

2目1節過疎対策事業債のふるさと林道緊急整備事業債140万円の減額は、県営ふるさと林道、これは酒垂・宝木線です、事業費の確定により起債充当額を減ずるものであります。

同節の過疎地域自立促進事業特別債1,240万円の減額は、福島交通への路線バス補助金が少なく済んだため、予定した起債充当を減ずるものであります。

同節の定住促進住宅事業債300万円の減額は、屋内ゲートボール場解体工事費の確定による起債充当額の減額であります。

5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債130万円の減額は、事業費の確定による起債充当額の減額であります。

歳出の予算の補正であります。

10ページをごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の燃料費52万5,000円の増額は、この冬の寒さが厳しかったため、庁舎暖房用燃料が増加したことによるものであります。修繕料20万円の増額は、公用車の、ワゴン車です、車検修理の増額であります。

5目財産管理費、25節積立金の財政調整積立金1億667万3,000円の増額は、特別交付税、震災復興特別交付税及び今回補正による剰余金などを財政調整基金に積み立てるものであります。積み立て後の財政調整基金は9億7,876万1,336円となります。

11ページをごらんください。一番下です。

9目県南地域給付金給付事業費です。

12ページに移ります。

19節負担金、補助金及び交付金の鮫川村地域給付金給付事業交付金770万円の減額は、給

付金の交付額の確定によるものであります。給付金の交付人数は、子供が699人、妊婦が45人、その他が3,343人、合わせまして4,087名分です。給付金の総額は2億812万円となりました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、8節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定1,980万円の増額は、国保会計における2月請求分で、悪性腫瘍等新疾患等の治療費などで、高額な医療費支払いが発生し、保険給付費支払いが不足するため、繰出金を増額するものであります。

13ページをごらん願います。

2目老人福祉費、20節扶助費の老人保護措置費110万円の減額は施設入所者減少によるものであります。

5目障害者福祉費、20節扶助費の障害者自立支援給付費103万1,000円の減額は施設利用の減少によるものであります。

14ページをごらん願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料の住民総合健診業務200万円の減額は、健診受診者の確定による検査委託料の減額であります。

15ページをごらん願います。

3目母子衛生費、13節委託料の妊婦健診業務140万円の減額は、当初、受診者を30人と見込みましたが、実績は17名であったための減額であります。

4目環境衛生費、13節委託料の住宅用地除染業務829万7,000円の減額は、平成24年度において住宅除染を実施しないため減額するものであります。25年度の事業になります。

同節の木の葉回収業務105万4,000円の減額も同じであります。

16ページをごらん願います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、15節工事請負費の直売所冷房設備工事費132万円の減額は工事費の精算によるものであります。

同19節負担金、補助金及び交付金の大豆振興対策事業補助金338万2,000円の減額は、大豆の集荷量は28トンとなりましたが、小粒大豆が多く、等級が下がったことにより、買い上げ額が減少したため、補助金を減額したものであります。

17ページをごらんください。

8目農村交流施設費、28節繰出金の交流施設特別会計123万5,000円の増額は、交流施設の使用料収入見込みより減少したため、繰出金を増額するものであります。

10目バイオマス推進事業費、15節工事請負費の堆肥センター機械保管建築工事費174万5,000円の減額は工事請負費の精算によるものであります。

18ページをごらんください。

2項林業費、2目林業振興費、19節負担金、補助金及び交付金のふるさと林道緊急整備事業130万9,000円の減額は、県営ふるさと林道、これは酒垂・宝木線です、事業費の精算によるものであります。

7款1項商工費、3目観光費、15節工事請負費の景勝地付近支障柱のケーブル等の移設工事10万円の増額は、火打ち石のしだれ桜のそばにある景観を損ねているテレビケーブル柱が移転するための工事費であります。しだれ桜の景観が損ねるということで、ケーブルをとつたら、支柱があったんです。それを移転させていただきます。

19ページをごらん願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、16節原材料費の道路維持補修資材130万9,000円の減額は、原材料普及事業実施団体が4行政区であったための減額であります。

同22節補償、補填及び賠償金の日陰林対策事業立木補償200万円の減額は、日陰林の伐採工事業者の請負業者の手配がつかなかったんです。このために、次年度の実施となります。そのための減額であります。

20ページをごらんください。

9款1項消防費、2目消防施設費、15節工事請負費の屋外消火栓ホース格納箱設置工事27万8,000円の増額は、茅地内の水道施設整備により消火栓が設置されたため、屋外の消火栓ホース格納の箱を3カ所に設置するものであります。

23ページをごらんください。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費220万円の減額は工事請負費の精算によるものであります。

24ページをお開きください。

3項1目その他の公共施設・公用施設災害復旧費、15節工事請負費の旧鮫川小学校公園災害復旧工事費155万5,000円の減額は工事費の精算によるものであります。

12款1項公債費、2目利子、23節償還金、利子及び割引料の長期債利子償還金706万4,000円の減額は、当初、借入金の利率を見込みで計上しましたが、借入利率が確定したことにより、不用額を減額するものであります。

13款予備費の2,000万円の増額は、補正予算による剰余金の一部を予備費に充てるための

ものであります。

続きまして、特別会計の補正予算です。

議案書の7ページから9ページ、これも事項別明細書は28ページをごらんください。

議案第45号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算の第5号についてご説明申し上げます。

補正前の予算額4億9,915万5,000円に対しまして、今回、1,980万円を増額し、補正後の予算総額を5億1,895万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の29ページをごらんください。

補正前の予算額、8款繰入金の一般会計繰入金1,980万円の増額は、保険給付費の支払い見込みが増額したため、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

歳出です。

2款の保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助金及び交付金の負担金1,320万円の増額は、2月請求において、悪性腫瘍等の治療など、高額な支払いが発生したため増額したものであります。

9款基金積立金の保険給付費支払準備基金680万円の増額は、医療費の支払いに備えるために、基金を増額するものであります。

次に、直診勘定です。

32ページをお開きください。

補正前の予算額7,541万円に対しまして、今回、12万円を減額し、補正後の予算総額を7,529万円とするものであります。

33ページをごらんください。

歳入においては、3款繰入金の一般会計繰入金は12万円の減額です。

歳出は、1款総務費のうち一般管理費を12万円減額するものであります。

次に、議案書10ページから11ページ、事項別明細書は36ページをごらんください。

議案第46号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額が1億664万円に対しまして、今回、38万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億625万9,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の37ページをごらん願います。

主な歳入は、4款繰入金の一般会計繰入金60万9,000円減額するものであります。

38ページです。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節公課費の消費税83万6,000円の増額は、消費税の中間申告納税を行うための補正であります。

2款施設費の施設管理費65万9,000円の減額は、3款公債費の長期債利子償還金38万9,000円を減額するものであります。

議案書12ページから13ページ、事項別明細書は41ページをお開きください。

議案第47号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正前の予算額1,146万8,000円に対しまして、今回、33万4,000円を減額し、補正後の予算総額を1,113万4,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の42ページをごらんください。

3款繰入金の一般会計繰入金は38万4,000円の減額です。

歳出においては、1款総務費の村営バス事業費56万円を減額、3款予備費22万6,000円増額するものであります。

次に、議案書の14ページから15ページ、事項別明細書は43ページをお開きください。

議案第48号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）です。

補正前の予算額3,139万8,000円に対しまして、今回、4万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3,135万4,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の44ページをごらんください。

3款繰入金の一般会計繰入金8万4,000円の減額であります。

歳出においては、1款施設管理費は39万5,000円の減額、3款予備費は35万1,000円を増額するものであります。

次に、議案書16ページから17ページ、事項別明細書は45ページです。

議案第49号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）です。

歳入額の増額はありますが、歳出内での補正であります。

46ページをごらんください。

歳出においては、2款保険給付費の地域密着型介護サービス給付費負担金を64万5,000円増額し、6款予備費を64万5,000円減額するものであります。

次、議案書の18ページから19ページ、事項別明細書は49ページをごらんください。

議案第50号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額1,614万3,000円に対しまして、今回、22万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1,591万8,000円とするものであります。

歳入です。

50ページをお開きください。

1款使用料及び手数料の交流施設使用料の宿泊分は128万円の減額です。これは、宿泊者数が見込みより減少することによるものであります。

2款繰入金の一般会計繰入金123万5,000円の増額は、収入の減収分を一般会計から繰り入れするものであります。

議案書20ページから21ページ、事項別明細書の51ページをごらんください。

議案第51号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）です。

補正前の予算額1億2,185万1,000円に対しまして、今回、50万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1億2,134万4,000円とするものであります。

52ページをごらんください。

歳入については、給食数の確定により、1款の分担金及び負担金の古殿町負担金を32万3,000円減額します。2款繰入金の一般会計運営繰入金を18万4,000円減額するものであります。

歳出は、1款総務費の一般管理費50万7,000円を減額するものであります。

以上で、議案第44号から51号までの8議案についての提案理由の説明を終わります。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 議案第44号の一般会計補正予算、事項別明細書でお願いしたいと思っております。

19ページの道路新設改良費の中の委託料26万1,000円の減額、31万7,000円の減額補正が、道路台帳補正業務並びに村道石久保線の改良事業分の分筆測量業務……

ちょっと眼鏡は置いてきちゃって、申しわけありません。

石久保線は、たしか前に改良区のほうの事業でもって、償還事務は終わっておるんですか、終わっているんですね、それでもって、これは登記の測量業務なんですか。

〔「台帳整備」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 改良費は24年度に繰り上げ償還させていただきました。あとは台帳整備の経費です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） もう一点なんですけれども、交流センターなんですけれど、3月の補正でもって予備費から40万の人件費は充当しておりますけれども、今回、128万ですか、減少の補正ですけれども、これは、見込みよりもお客さんが減少しておるということでございますが、何人くらい減少されておるのか、当初見込みは何人くらいだったか、それをちょっとお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、利用客が、冬期間、1人、2人なんです。1人、2人の利用客を相手にしていますと、例えば単純に申しますと、3万円の収入を上げるのに5万円かかっちゃう、そういう不利益な営業になっているということもあります。あと、客数も、年間を通して減っているということで、今、冬期間であります、鉄塔等の工事者が、1人、2人、無線塔ですか、携帯電話の……

〔「地デジ」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 地デジですか、そうした関係で、1人、2人の泊まりがあるようで、その辺、その経費がかさんじゃっているようであります。

あと、年間を通してのトータルは持っていますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） その辺、担当課よりお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（石井 哲君） ご質問の当初の積算の基礎であります、宿泊料と食事料と宿泊助成と、いろいろ分かれているんですけれども、宿泊については1,150名ほどの見込みで計算しております。食事料についても同じであります。宿泊助成券が15名ほど見ております。そのほかに、日帰り体験ということで、そば打ち体験が100名、バームクーヘンが20組、

あと入浴料ということで、入浴だけのものについては50名、あと客室の部屋だけの使用ということで、30日を見ております。あと、体験館の使用料ということで、これも30日ほどの見込みで計算しております。当初、それで計算しておるわけですが、今回、補正で120万ほど落としていますのは、その数字に、今回、3月末までに、達しないという状況が見込まれるものですから、そのような経過で補正減させていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 前回、臨時雇用というか、人件費でもって40万補正したんですけども、それらは、お客が減ったにもかかわらず、人件費がふえたという要因はちょっとお聞かせ願えれば。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（石井 哲君） 基本的に、施設運営につきましては、支配人と臨時の方、職員臨時で、計4名ほどでお願いしているんですけども、お客さんがいなくても、掃除はする時期ですし、そういった面では、落とせない部分というのがあります。あと、超過勤務もありまして、伸びた分については、超過金もお支払いしておりますので、その分の補正でありました。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 事項別明細書の13ページ、民生費の障害者福祉費の障害者自立支援給付金の減少、施設利用の減少というご説明を村長からいただきましたが、年々、施設利用はふえている傾向にあると認識しておりますが、減少の理由、それから施設、さらにはどのくらいの利用者数が減っているのか、理由と数字、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 支援給付費に対しましては、係よりご説明申し上げます。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） ただいまのご質疑でございますが、障害者自立支援給付費といいますが中身がさまざまなんです。居宅介護、生活介護、施設入所支援とか、サービスがさまざまなんです。当初、見込んだ額よりもサービスの利用料が確定で減になったということでございます。実質的に、人数等はふえておりますが、サービスの利用が減ったと

いうことであります。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから第44号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘。

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により、鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

鹿角平観光牧場の管理運営に関しましては、平成18年度から有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として運営しております。施設の管理運営初め、各種イベントを企画し、集客を図るなど、本村の観光振興を担っていただいているところであります。

また、冬期間においては、売店を開いて、地域住民の買い物の不便解消にご協力いただいております。引き続いて、平成25年4月1日から2年間、指定管理者として、有限会社鹿角平観光センター代表取締役、舟木正二氏を指定したく提案するものであります。

本案に賛同いただきますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、採決

○議長（前田三郎君） 日程第12、議案第53号 区長及び副区長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第53号 区長及び副区長の選任につき同意を求めることについてのご説明申し上げます。

議案書の23ページをごらん願います。

各行政区の総会におきまして、平成25年4月1日から2年間の任期で選任されました区長と副区長につきましては、鮫川村区長等設置条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。各行政区で選任されました区長と副区長であります。赤坂西野区の区長に矢吹俊次氏、副区長に白坂勝徳氏、西山区の区長に関根貢氏、副区長に本郷弘義氏、赤坂中野区に岡部啓一氏、副区長に金澤一四氏、赤坂東野石井草区の区長に佐川一郎氏、副区長に森洋氏、富田区の区長に松本恵治氏、副区長に青戸禎美氏、渡瀬区の区長に藤田義人氏、副区長に芳賀精治氏、青生野区の区長に白石政敏氏、副区長に岡部照夫氏が、各行政区の総会において選任され、その就任につきまして議会の同意を求めるため提案するものであります。

いずれの方々も識見にすぐれた方々でありますので、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第53号 区長及び副区長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 24年度の最終調整議会でございます。

その際に、動議として建設工事調査特別委員会設置について提案したいと思っておりますので、お取り計らいのほど、お願いします。動議をお認めください。

○議長（前田三郎君） ただいま前田武久議員から動議の申し出がありました。

これについて賛同する賛成者がおりますか。

〔「理由を述べてからでないでないと賛成してもらえないと思うんで」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） それでは、理由をひとつ。

○11番（前田武久君） それでは、提案理由を申し上げたいと思っております。

本村、24年度工事、それから、これから、25、26年度とかなりの公共建設工事が計画されてまいると思っております。今回、24年度の分の建設工事として、さきの3月の定例会、議案調査の合間を縫って、私ども全議員、24年度の建設工事の実況見分をしまいたったわけでございます。地域整備課担当課長も一緒に同行しまして、まず最初にヨノガワ地内の公営住宅建設の状況を見てまいりました。その際、我々素人が、議員が見ても、当然、腑に落ちない工事箇所が数多く指摘されたわけでございます。当然、担当課長に、その旨、状況を見分させ、指摘して、引き渡し前に、工事の修正並びに工事完了後において、我々議員にもう一度確認を要請しておったところでございました。

そういったことで、今日に至ったわけで、けさほど全議員、8時半から現場に出向きまして、もう一度調査しましたところ、どうしても納得いかない箇所がかなり数多く見られるということで、我々議員としては、24年度の建設工事の事業は、議決した予算に対しては、執行者側に適正に執行していただくよう、その旨を常に要望しておるわけでございますが、ただそういった工事、そのほかにも、今回、図書館の問題でも、前回、申し添えておきましたが、いろいろな問題が当然これから山積してまいりますし、我々も、村民の負託を受けた以上、それらの適正な監視をしまっている責務はございますので、当然、あのような工事が、今

後、繰り返されるようなことがあってはならん。また、村民からのお叱りもかなり受けておりますので、当然これからの工事に関しましても、そのような公的な委員会を設けて、そして村の執行状況を精査していくというようなことは当然であります。

それには、やはりその組織内において、権限において、設計内容、それから管理内容、それから執行状況をつぶさに精査していく必要があるというような観点から、当然そのような認められた機関を設置しなければ、そのような作業は進まないということございまして、我々、先ほど議員控室でも同僚議員と協議いたしましたところ、当然そのような体制に持つていくべきというような大多数の意見もございましたので、今回、動議としてその設置についての案件を追加日程にさせていただきたくご提案申し上げる次第でございますので、よろしくご賛同のほうをお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（前田三郎君） ただいま11番、前田武久議員から調査委員会の設置についての動議がございましたけれども、これに対してのご意見がほかにあれば受けたいと思っております。

〔「賛成者」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 賛成者がいれば、挙手していただきたいと思えます。

〔賛成者挙手〕

○議長（前田三郎君） それでは、ただいま賛成の挙手がありました。

4名の方が賛同したということでございますので、これについては動議をするということで、一回休議しまして検討していくということで進めたいと思えますので、そのようにしていただきたいと思えます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時11分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第3号 建設工事調査特別委員会設置に関する決議についての1議案が、11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えますが、これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第3号 建設工事調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 提案理由については、さきに説明されておりますので省略いたします。これから質疑を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 11番議員のほうから公共工事の公営住宅の仕上がりぐあい等々についての特別調査委員会の設置ということで動議がありまして、質疑ですからいいですか、先般の定例議会の中でも、きょうも8時半から現地を視察いたしまして、前回、全議員の中で、路盤、外構工事の路盤に不手際があるという指摘を受けて、その後、担当課長も、修正すると、先ほど9時半に担当課長が控室に来て、修正した旨の説明をいたしました。

そこで、質疑であります。担当課長、建設工事には基本的な基準レベルがあると思えますけれども、それに準じて、建物の基礎、こういった型枠調査を経てクリアしているのか否か。

それと、平面図に対してきちんと位置が間違いないのかどうかということの検査をきちんと発注側、設計側等々の検査を受けて、クリアして建設工事がなっているのかということをちょっと質疑したいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根議員の発言は、これから特別委員会を開いて審議するものでありますので、設置についてでありますから、ここでのあれではないと思います。

8番、関根議員。

○8番（関根政雄君） 特別委員会は設置するか否かという大事な基準を我々が判断しなくてはならない。その中で、そういった調査を経ているのか否か、それによって判断したいと思います。

うので質疑したわけであります。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今の動議で、何人かの数名の議員のセコンド、賛同者を経て、議員発議として上程されている以上、私どもも、この議場の中で、その委員会のきょうの設置がいいのか正しいのか否かということ判断しなくてはならない大事な議案だと思います。そこで、行政側、執行側と設計側がどのように指摘されて手直ししてきたのか。さらには、基準というレベルから、指摘されている外構工事の舗装、路盤がどのようになっているとクリアしてきたのか、設計にミスがなかったのか、施工にミスがなかったのかということで、検査した経過をちょっとお聞かせいただいで判断材料としたいと思っております。

○議長（前田三郎君） それでは、先ほど地域整備課長の説明を聞いたわけでありましてけれども、再度、村の行政のほうから、その辺のことについて、経過、そして報告事項があれば聞いていきたいと。

それでは、村長から発言を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 今々、議題になっているのは、湯ノ田地内に建った公営住宅の建設に対しての議員さん方のいろいろな現場確認しての事項だと思います。この建設につきましては、県の支援機構に建設設計から工事管理を委託しております。この支援機構の設計工事管理の責任に基づいて、しっかりと私は事業がなされていると信じております。また、その辺を私は、現場にまだ行っておりません、担当課に任せております。担当課より、なお詳しくはご説明を申し上げます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） 今の質疑ですけれども、工事のほうの適正なのかという問いだと思いますけれども、今、村長のほうからありましたけれども、管理業者が福島県の支援機構という団体が、設計も、それから管理も請け負ってやっています。図面ができて、その図面の数字に基づいて業者のほうに指示して確認するという方法をとっています。というのは、村の職員が、行って高さを見る、それから幅をはかる、これは当然の話ですけど、その前に管理を委託している会社が、事前に全て確認して、それでクリアしたものについて、村の担当者が行って確認するという二重で確認するというふうになっていますので、計画された基準で全てできております。

ただ、設計の段階での今回、指摘を受けているのは、床下に水が入るだろうというのが最

初の指摘事項でありました。それについては、1棟、2棟並んでいますので、その排水も兼ねて、1棟と2棟の間の落差は若干つけています、高さの調整はしています。高さを調整したことによって、低いほうの基礎が下がっている。下がったことによって、風窓が下がってしまったということが原因であります。ですから、それは計画上の問題だと思っています。それをいかに水が入らないようにするかということで、今回は風窓のサイズを変更させていただきました。3センチほど上げて、15センチのものを13センチに、高さを調整して、水が入らない3センチの段差をとったというのが、それは変更で私のほうで処理しました。ですから、その変更に基づいて工事のほうも施工したということでもあります。

基礎の部分はそうですけれども、あとと言われている団地内の通路については、インターロッキングといいまして、ブロック状のものを並べて通路にするということなものですから、普通の舗装みたく砂利を何センチ入れて固めて、次にまた砂利を入れてという構造でなくて、今の地盤をならして、それに砂を敷いて、ブロックを並べるということなものですから、冬期間はちょっと凍上する場合があります。それにつきましては、地盤が落ちた後に直すという方法、それは、1年間、貸担保という制度があります。というのは、施工が原因で、壊れた、変形したというものについては、1年間の貸担保で、その業者が責任を持って直すという方法で、現在も進めております。

経過的には、もう一つ指摘を受けて、その次の日、14でしたか、確認検査を行いました。そこで、皆さんから指摘を受けた通路の波打った部分、それから風窓、水が入る部分を確認しまして、業者のほうに指示しました。指示して18日までに手直しを完了しました。完了したものについては、今、言った委託業者が確認しました。確認した後に、私のほうに連絡があつて、私も行って確認しました。あとは、白河の県南建設事務所の建築家の技師の方にも確認いただいた。ですから、三重に確認したということでもあります。ですので、きょう調査された中で、たるんでいるところがあるというふうなさっきの話ですけれども、これから私も行って確認したいと思っていますので、その部分については、水がすぐ流れないと困りますので、それについては再度指示したいと思っています。

経過的には以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 私は、今回の公共工事の調査特別委員会を本日設置するという11番議員の上程に反対の立場から討論させていただきます。

まず、一つは、前回の定例議会の中で、議案調査させていただいた中で、確かに路盤の不手際があったということを指摘した。それに準じて、担当課、執行側が、発注側と連絡をとって、手直し工事をした。きょうも、インターロッキングの修理をしたかしないかというのは何でわかるかという、細かい砂が実はまかれております。それが、新しい砂になっている箇所が数カ所あって修正されていたということと、その後、支援機構、発注側、さらには建設事務所の検査を受けて、引き渡しに至ったということが一つの要因であります。

もう一つは、特別委員会の設置は、全員協議会等々で、皆さんの意見を十分に協議して、そして本会議で上程、文章化して、特別委員会の目的、さらには何はどうするのかということをもう少し煮詰めて、特別委員会を設置するのが、私は筋とっております。きょう9時半の担当課長が皆様のほうからさまざまな質問を受けた後で、再度、執行側としても機械を入れて、高さのレベルをはかって、そして施工ミスがなかったのか、設計ミスがなかったのか、これを調査して議会に報告したいという担当課長の報告がありました。私ども議会は、行政側の、執行側のそういった調査の報告を受けて、初めて施工上にミスがあった、設計上のミスがあった等々が認められ、さらに大事な税金が無駄に使われているのではないかと、そういったことが重なった場合に、全員協議会等を経て、このような特別委員会の設置を設置するのが筋であると私は思っております。

今回、この定例議会で特別委員会の設置をするということに対して、私は反対として討論いたします。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 3月の議会の現場の調査ということで、数点、全員が、現地を見まして、指摘させていただきました。その結果において、本日午前8時半から再度2カ所ばかり見せていただきました。特別委員会、広畑団地に限って設置するという目的ではございません。ただ、3月いっぱい特別委員会を設置しないと、24年度分の事業が、見直すことができなくなってしまうのではないのか、そういうことを含めながら、ぜひ設置を期待している

ものであります。

課長のほうから、支援機構さんといろいろ設計の関係で間違いない、そのとおり実施していますというような報告があったようでございますけれども、きょう現場に行ってみた限り、修理されている部分は確かにあります。それは認めます。しかしながら、どうも土台のほうに水が入ってくるような公害がついている。幾らコンクリートの基礎であろうとも、やはりうちの土台のほうに水を引き寄せるような勾配では、これはいかなるものかなど、そういうことも踏まえて、ぜひ設置していただき、24年度分から設置を求めていきたい、そういうので賛成の意向として私が説明いたします。

○議長（前田三郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで討論を終わります。

これから発議第3号 建設工事調査特別委員会設置に関する決議について採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 零時04分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時27分）

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま設置しました特別委員会については、鮫川村議会委員会条例第4条第2項の規定により、委員定数を10名としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

特別委員会の指名については、鮫川村議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長を除く議員10名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を建設工事調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、互選結果により、委員長1名、前田武久議員、副委員長1名、星一彌議員に選任されました。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回鮫川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 零時31分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成25年3月28日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 蛭 田 武 彦

署 名 議 員 星 一 彌